

○国立大学法人埼玉大学学部及び研究科の教育組織の 編制に関する規則

〔令和5年6月22日〕
規則第8号

改正 令和6.2.15 5規則47

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第3条第4項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則第4条の3第2項の規定に基づき、学部及び研究科の教育組織の編制に関し、必要な事項を定める。

(教育組織)

第2条 次の表の左欄に掲げる学部の教育組織は、主として、それぞれ同表の右欄に掲げる教員組織に所属する教員で編制するものとする。

学 部	学科又は課程	教員組織
教養学部	教養学科	学術院
経済学部	経済学科	
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程	
理 学 部	数学科	
	物理学科	
	基礎化学科	
	分子生物学科	
	生体制御学科	
工 学 部	機械工学・システムデザイン学科	
	電気電子物理工学科	
	情報工学科	
	応用化学科	
	環境社会デザイン学科	

2 次の表の左欄に掲げる研究科の教育組織は、主として、それぞれ同表の右欄に掲げる教員組織に所属する教員で編制するものとする。

研 究 科	専 攻	教員組織
人文社会科学研究科	文化環境専攻	学術院
	国際日本アジア専攻	
	経済経営専攻	
	日本アジア文化専攻 経済経営専攻	

教育学研究科	教職実践専攻
理工学研究科	生命科学専攻
	物質科学専攻
	数理電子情報専攻
	機械科学専攻
	環境社会基盤専攻
	理工学専攻

附 則

この規則は、令和5年6月22日から施行する。

附 則（令和6.2.15 5規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。